

グループホーム花みずき
指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慶成会（以下「事業者」という。）が開設するグループホーム花みずきが行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定認知症対応型共同生活介護サービス等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 サービスの提供に当たっては、事業所の従業者は、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 グループホーム花みずき
- (2) 所在地 浜松市中央区大山町 2882 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護従業者 18名以上
介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び援助を行う。
- (3) 計画作成担当者 3名
計画作成担当者は、具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画等の作成をする。

(利用定員)

第5条 事業所の入居定員は葵館9名、泉館9名、幸館9名の合計27名とする。

(短期利用共同生活介護)

第6条 事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供するものとする。

2 短期利用共同生活介護の定員は各館につき1人とする。

3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

(指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 入浴、排せつ、食事、着替え等の介護

(2) 日常生活上の援助

(3) 機能訓練

(4) 相談及び援助

(利用料等)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービス等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、利用者負担額は指定認知症対応型共同生活介護等に係る費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者を支払われる認知症対応型共同生活介護費等の額を控除して得た額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。なお、金額は重要事項説明書に定める額とする。

(1) 家賃

(2) 光熱水費

(3) 食材料費

(4) 敷金

(5) 医薬費、薬代

(6) オムツ代等

(7) 前各号に掲げるもののほか、認知症対応型共同生活介護等において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用

(入居に当たっての留意事項)

第9条 事業の対象者は、要介護状態又は要支援2であって認知症である者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象から除くものとする。

(1) 著しい精神症状を伴う場合

(2) 著しい異常行動がある場合

(3) 疾患が急性の状態にある場合

- 2 入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症であることの確認を行うものとする。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設又は医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
- 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望を踏まえたうえで、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助及び指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努めるものとする。

(苦情処理等)

第10条 事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、指定認知症対応型共同生活介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第 14 条 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(秘密保持等)

第 15 条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

2 事業者は、事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得るものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 16 条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。

2 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 17 条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

(4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。

2 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1月以内

(2) 継続研修 随時

- 3 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年8月1日から施行する。

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。